

## 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

	( ページ )
1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表.....	2
3 . 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表 .....	3

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第7章 上場手数料及び年賦課金等  <u>(上場手数料及び年賦課金等)</u></p> <p>第17条 新規上場申請者及び上場有価証券の発  行者は、別表に定める上場手数料、<u>年賦課金及  びTDnet利用料</u>を納入するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月1日から施行  する。</p>	<p>第7章 上場手数料及び年賦課金  <u>(上場手数料及び年賦課金)</u></p> <p>第17条 新規上場申請者及び上場有価証券の発  行者は、別表に定める上場手数料<u>及び年賦課金</u>  を納入するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券及び優先出資証券            (上場手数料) (略)            (年賦課金) (略)  <u>(TDnet利用料)</u></p> <p>1 株券  <u>新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、            TDnet利用料として年額9万6千円を納入するものとする。</u></p> <p>2 優先出資証券  <u>前1の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成16年2月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の規定については、平成16年2月末日(計算期間平成15年10月1日から平成16年3月31日まで)の納入分から適用する。</p>	<p>第1 株券及び優先出資証券            (上場手数料) (略)            (年賦課金) (略)            (新設)</p>

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) TDnet利用料関係</u></p> <p><u>a TDnet利用料の対象となる上場会社は、本所の単独上場会社及び東京証券取引所、名古屋証券取引所以外の証券取引所との重複上場会社とする。</u></p> <p><u>b TDnet利用料の計算は4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>c TDnet利用料は、年2回に分けて、8月末日と翌年2月末日までにおのおの半額を納入するものとする。</u></p> <p><u>d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</u></p> <p><u>(a) 新規上場申請者に係るTDnet利用料は新規上場した日を含む月の翌月からその対象とする。</u></p> <p><u>(b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は上場廃止が決定した日を含む月以降その対象から除外する。</u></p> <p><u>(c) 東京証券取引所又は名古屋証券取引所と重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は重複上場する日を含む月までその対象とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成16年2月1日から施行する。</p>	<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 優先出資証券</u></p> <p><u>前1の規定を準用する。</u></p> <p>(新設)</p>

2 改正後の規定については、平成16年2月末日（計算期間平成15年10月1日から平成16年3月31日まで）の納入分から適用する。